

審 査 基 準

基準の名称	私立学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する学則変更認可等に関する審査基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
学校教育法	4 条 1 項	学校等の設置廃止、設置者の変更等の認可	
基 準 の 内 容			
私立小学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準			
(趣旨)			
第 1 条 私立小学校（以下「小学校」という。）の設置認可及び収容定員変更の認可等については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。			
(名称)			
第 2 条 小学校の名称は、小学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の小学校と同一又は紛らわしくないものとする。			
(設置者)			
第 3 条 小学校の設置者は、学校法人とする。			
(位置)			
第 4 条 小学校の位置は、児童の安全の確保を図るほか、教育上適切な環境であり、かつ、通学の利便に配慮されたものでなければならない。			
(開設の時期)			
第 5 条 小学校の開設は、4 月 1 日とする。			
(小学校の規模)			
第 6 条 小学校の規模は、原則として 1 学年 2 学級以上とする。ただし、他の学校を併設する場合又は地域の実情等によってはこの限りでない。			
(1 学級の生徒数)			
第 7 条 同時に授業を受ける 1 学級の児童数は、4 0 人以下とする。ただし、特別の事由があるときはこの数を超えることができる。			
(校長)			
第 8 条 校長は、常勤とする。ただし、同一法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときはこの限りでない。			
(教職員)			
第 9 条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。			
2 教頭及び教諭の数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 3 3 年法律第 1 1 6 号）の例による。			
3 教諭のうち、学級数に相当する数以上の教諭は専任の者でなければならない。			
第 1 0 条 教諭は、特別の事情があるときは、その 4 分の 1 以内の範囲で、助教諭又は講師をもって充てることができる。			
(施設基準)			
第 1 1 条 校舎等の施設は、堅ろうで、学習上、保護衛生及び管理上適切なものであり、かつ、学校として一体性が確保されているものでなければならない。			
第 1 2 条 校地、校舎、運動場の面積は、公立小学校の国庫補助の対象の例による。			
第 1 3 条 校舎には、次に掲げる施設を備え、かつ、それらの施設は常に改善されなければならない。ただし、（2）に掲げる施設を除き、やむを得ない事由がある場合で教育上支障のないときは、1 の施設をもって 2 以上に兼用することができる。			
(1) 校長室、会議室、教員室及び事務室			
(2) 学級数に相当する普通教室			
(3) 理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室			
(4) 図書室及び特別活動室			
(5) 保健室、休養室、更衣室、便所及び洗面所			
(設備基準)			

第14条 小学校には、学習用、体育用及び保健衛生用の図書、機械、器具、標本、模型その他校具を備えなければならない。

2 前項の校具は、学習上及び保健衛生上、有効適切なものであり、かつ、常に改善し、補充されなければならない。

第15条 第13条の普通教室及び特別教室には、同時に授業を受ける1学級の生徒が学習するに必要な相当の校具その他設備を備えなければならない。

第16条 小学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第17条 小学校には、学校の規模に応じて、消火及び防火に必要な設備を備えなければならない。
(施設及び設備の共用)

第18条 施設及び設備の他の学校との共用は、原則として認めない。ただし、教育条件の低下を来すものでない場合であって、次の各号全てに該当する場合は、学級数に相当する普通教室を除き、必要最小限の範囲で認めるものとする。

(1) 同一法人が設置する学校であること。

(2) 同一敷地内又は隣接地にあること。

(3) 共用しようとする小学校及び他の学校それぞれにおいて、各学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと。

2 小学校の施設(校地を含む。)及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。

3 校地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

(教育課程)

第19条 小学校の教育課程は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び小学校学習指導要領(平成10年文部省告示第175号)の基準による。

(収容定員増等の認可)

第20条 小学校の収容定員増加に係る学則の変更認可については、学校法人(高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校)の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第12条の規定を準用する。この場合において、同審査基準第12条の各号中既設校とあるのは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校を含むものとする。

(設置認可等の提出期限)

第21条 小学校を設置しようとする者及び収容定員増をしようとする者は、小学校開設予定年度若しくは収容定員変更予定年度の前々年度の9月30日までに別で定める計画書を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

私立中学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 私立中学校(以下「中学校」という。)の設置認可及び収容定員変更の認可等については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

(名称)

第2条 中学校の名称は、中学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の中学校と同一又は紛らわしくないものとする。

(設置者)

第3条 中学校の設置者は、学校法人とする。

(位置)

第4条 中学校の位置は、児童の安全の確保を図るほか、教育上適切な環境であり、かつ、通学の利便に配慮されたものでなければならない。

(開設の時期)

第5条 中学校の開設は、4月1日とする。

(中学校の規模)

第6条 中学校の規模は、原則として1学年4学級以上とする。ただし、他の学校を併設する場合又は地域の実情等によってはこの限りでない。

(1学級の生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の児童数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があるときはこの数を超えることができる。

(校長)

第8条 校長は、常勤とする。ただし、同一法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときはこの限りでない。

(教職員)

第9条 中学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 教頭及び教諭の数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の例による。

3 教諭のうち、学級数に相当する数以上の教諭は専任の者でなければならない。

第10条 教諭は、特別の事情があるときは、その4分の1以内の範囲で、助教諭又は講師をもって代えることができる。

(施設基準)

第11条 校舎等の施設は、堅ろうで、学习上、保護衛生及び管理上適切なものであり、かつ、学校として一体性が確保されているものでなければならない。

第12条 校地、校舎、運動場の面積は、公立中学校の国庫補助の対象の例による。

第13条 校舎には、次に掲げる施設を備え、かつ、それらの施設は常に改善されなければならない。ただし、(2)に掲げる施設を除き、やむを得ない事由がある場合で教育上支障のないときは、1の施設をもって2以上に兼用することができる。

(1) 校長室、会議室、教員室及び事務室

(2) 学級数に相当する普通教室

(3) 社会科教室、理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室及びそれぞれの準備室

(4) 図書室及び特別活動室

(5) 保健室、休養室、更衣室、便所及び洗面所

(設備基準)

第14条 中学校には、学習用、体育用及び保健衛生用の図書、機械、器具、標本、模型その他校具を備えなければならない。

2 前項の校具は、学习上及び保健衛生上、有効適切なものであり、かつ、常に改善し、補充されなければならない。

第15条 第13条の普通教室及び特別教室には、同時に授業を受ける1学級の生徒が学習するに必要な相当の校具その他設備を備えなければならない。

第16条 中学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第17条 中学校には、学校の規模に応じて、消火及び防火に必要な設備を備えなければならない。

(施設及び設備の共用)

第18条 施設及び設備の他の学校との共用は、原則として認めない。ただし、教育条件の低下を来すものでない場合であって、次の各号全てに該当する場合は、学級数に相当する普通教室を除き、必要最小限の範囲で認めるものとする。

(1) 同一法人が設置する学校であること。

(2) 同一敷地内又は隣接地にあること。

(3) 共用しようとする高等学校及び他の学校それぞれにおいて、各学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと。

2 中学校の施設（校地を含む。）及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。

3 校地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

(教育課程)

第19条 中学校の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）の基準による。

(収容定員増等の認可)

第20条 中学校の収容定員増加に係る学則の変更認可については、学校法人（高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第12条の規定を準用する。この場合において、同審査基準第12条の各号中既設校とあるのは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校を含むものとする。

(設置認可等の提出期限)

第21条 中学校を設置しようとする者及び収容定員増をしようとする者は、中学校開設予定年度若

しくは収容定員変更予定年度の前々年度の9月30日までに別で定める計画書を知事に提出するものとする。

- 2 申請書の提出は、前項の計画書の下承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

私立高等学校の設置及び収容定員変更の許可等に関する審査基準

(趣旨)

- 第1条 私立高等学校(以下「高等学校」という。)の設置認可及び収容定員変更の認可等については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

(名称)

- 第2条 高等学校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の高等学校と同一又は紛らわしくないものとする。

(設置者)

- 第3条 高等学校の設置者は、学校法人とする。

(位置)

- 第4条 高等学校の位置は、生徒の安全の確保を図るほか、教育上適切な環境であり、かつ、通学の利便に配慮されたものでなければならない。

(開設の時期)

- 第5条 高等学校の開設は、4月1日とする。

(高等学校の規模)

- 第6条 高等学校の規模は、原則として1学年4学級以上とする。ただし、他の学校を併設する場合又は地域の実情等によってはこの限りでない。

(1学級の生徒数)

- 第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があるときはこの数を超えることができる。

(校長)

- 第8条 校長は、常勤とする。ただし、同一法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときはこの限りでない。

(教職員)

- 第9条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員のほか、実習助手及び養護教諭その他生徒の養護をつかさどる職員を置かなければならない。

- 2 教頭、教諭、実習助手及び養護教諭その他生徒の養護をつかさどる職員並びに事務職員の数等は、高等学校設置基準(昭和23年文部省令第1号。以下「設置基準」という)による。

- 3 教頭及び教諭のうち、その半数以上は、他の職を兼ねず、また、他の職から兼ねない者でなければならない。

- 第10条 特別の事情があるときは、前条の教諭は、その3分の1以内の範囲で、助教諭又は講師をもって代えることができる。

(施設基準)

- 第11条 校舎等の施設は、堅ろうで、学習上、保護衛生及び管理上適切なものであり、かつ、学校として一体性が確保されているものでなければならない。ただし、学校としての一体性については、当該学校の教育課程の実施に必要な施設が最小限設置されており、さらに、教育条件の向上のため設置される施設の場合はこの限りでないものとする。

- 第12条 校地、運動場、校舎、その他の面積に関する基準は、設置基準による。

- 第13条 校舎には、次に掲げる施設を備え、かつ、それらの施設は常に改善されなければならない。ただし、(2)に掲げる施設を除き、やむを得ない事由がある場合で教育上支障のないときは、1の施設をもって2以上に兼用することができる。

(1) 校長室、会議室、教員室及び事務室

(2) 学級数に相当する普通教室

(3) 地理歴史科・公民科教室及びその標本室

(4) 物理、化学、生物、地学それぞれの実験室、標本室及び準備室

(5) 音楽教室、図画教室、製図教室、工作教室、家庭科教室及びそれぞれの準備室及び書道教室

(6) 図書室、講堂及び体育館

(7) 教員研究室

(8) 保健室及び休養室

(設備基準)

第14条 高等学校には、学習用、体育用及び保健衛生用の図書、機械、器具、標本、模型その他校具を備えなければならない。

2 前項の校具は、学习上及び保健衛生上、有効適切なものであり、かつ、常に改善し、補充されなければならない。

第15条 第13条の普通教室、特別教室、実験室及び実習施設には、同時に授業を受ける1学級の生徒が学習するに必要な相当の校具その他設備を備えなければならない。

第16条 高等学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第17条 高等学校には、学校の規模に応じて、消火及び防火に必要な設備を備えなければならない。

(施設及び設備の共用)

第18条 施設及び設備の他の学校との共用は、原則として認めない。ただし、教育条件の低下を来すものでない場合であって、次の各号全てに該当する場合は、学級数に相当する普通教室を除き、必要最小限の範囲で認めるものとする。

(1) 同一法人が設置する学校であること。

(2) 同一敷地内又は隣接地にあること。

(3) 共用しようとする高等学校及び他の学校それぞれにおいて、各学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと。

2 高等学校の施設(校地を含む。)及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。

3 校地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

(教育課程)

第19条 高等学校の教育課程は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の基準による。

(収容定員増等の認可)

第20条 高等学校の収容定員増加に係る学則の変更認可については、学校法人(高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校)の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第12条の規定を準用する。この場合において、同審査基準第12条の各号中既設校とあるのは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校を含むものとする。

(設置認可等の提出期限)

第21条 高等学校を設置しようとする者及び収容定員増をしようとする者は、高等学校開設予定年度若しくは収容定員変更予定年度の前々年度の9月30日までに別で定める計画書を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 私立高等学校(以下「高等学校」という。)の通信制の課程の設置、通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)の設置、設置者の変更及び学則の変更(広域の通信制の課程に係るもの及び通信制の課程の収容定員に係るものに限る。)に係る認可については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

(名称等)

第2条 実施校の名称、設置者及び通信制の課程に係る教育課程については、私立高等学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準第2条、第3条及び第19条の規定を準用する。

(位置)

第3条 実施校の位置は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が周辺に立地していないなど、生徒の教育上適切な環境に定めなければならない。

(通信教育の区域)

第4条 実施校の通信教育を行う区域は(以下「実施区域」という。)は、面接指導や試験等を実施

する上で支障のない範囲で定めるものとする。

- 2 実施区域に他の都道府県を加える場合は、当該都道府県の意向を考慮しなければならない。
(通信教育連携協力施設)

第5条 実施校の設置者は、教育上支障がないかぎり、当実施校の行う通信教育について連携協力する施設（以下「通信教育連携協力施設」という。）を設けることができる。

- 2 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。

- 3 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができる。

- 4 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称にしてはならない。

- 5 実施校と通信教育連携協力施設の設置者が異なる場合、実施校の設置者は、教職員、施設、設備その他連携協力を受ける内容について、通信教育連携協力施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めるものとする。

(通信制の課程の規模)

第6条 実施校における通信制課程の規模は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数とすること。

- 2 通信教育連携協力施設を設置する場合においては、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならない。

- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すものとする。

(校長)

第7条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校長は、常勤とする。ただし、同一の学校法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときはこの限りでない。

(教職員)

第8条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主管教諭、指導教諭及び教諭並びに通信制の課程の事務に従事する事務職員の数は、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「教育規程」という。）第5条及び第6条に定めるところによる。

- 2 実施校の設置者は、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の教職員配置に努めるなど、学校運営全般にわたり教育上支障がないものとしなければならない。

(実施校の施設及び設備)

第9条 実施校は、堅ろうで、学習上、保護衛生及び管理上適切なものでなければならない。

第10条 校舎の面積は教育規程第8条に定めるところによる。

第11条 実施校の校舎には、通信教育の用に供する次に掲げる施設を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けるものとする。

(1) 教室（普通教室、特別教室等）

(2) 図書室、保健室

(3) 職員室

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる施設は、全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校（以下「併置校」という。）にあっては当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設と、独立校にあっては当該独立校の同一敷地内又は隣接地に所在する他の学校等の教育の用に供する当該各号に掲げる施設に相当する施設と兼用することができる。

- 3 前項の規定に兼用する場合においては、併置校にあっては通信制の課程と他の課程とがそれぞれ学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと、独立校にあっては当該独立校と他の学校等とが同一の学校法人の設置するものであり、かつ、それぞれ学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないことを要する。

第12条 実施校は、生徒の教育上必要な運動場を確保するように努めなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の運動場に準用する。

第13条 実施校には、通信教育の用に供する図書、機械、器具、標本、模型その他校具を備えなければならない。

- 2 前項の校具は、学習上及び保健衛生上、有効適切なものであり、かつ、常に改善し、補充されな

ければならない。

第14条 実施校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第15条 実施校には、学校の規模に応じて、消火及び防火に必要な設備を備えなければならない。

第16条 実施校の施設及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。

2 校地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

(通信教育連携協力施設の施設及び設備)

第17条 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、生徒の教育上適切な環境に設けなければならない。

2 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものでなければならない。

3 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。

4 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示さなければならない。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信教育課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果も併せて文書により示さなければならない。

第18条 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、情報、体育等の観察実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、そのために必要な施設及び設備や運動場等の確保を要する。

2 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていなければならない。

(通信教育の方法等)

第19条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施しなければならない。

2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制の整備を要する。

(1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。

(3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導等実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。

(5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

3 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導しなければならない。

第20条 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成しなければならない。

第21条 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行わなければならない。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示しなければならない。

(準用規定)

第22条 学校法人（高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第3条から第9条まで、第11条及び第12条の規定は、

この審査基準に基づく認可（実施区域の変更に伴う広域の廃止及び収容定員の減に係る学則の変更を除く。）について準用する。この場合において、同審査基準第3条第1項第2号中「高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）」とあるのは「高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）」と、同項第3号中「児童・生徒数及び学級数」とあるのは「生徒数」と、第12条各号中「既設校」とあるのは「既設校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校を含む。）」と読み替えるものとする。

（設置認可等の提出期限）

第23条 この審査基準に基づく認可申請（実施校の設置者及び収容定員の減及び広域通信制課程（収容定員の増に係るものを除く）に係る学則の変更に係るものを除く。）をしようとする者は、実施校開設予定年度又は学則変更予定年度の前々年度の9月30日までに別で定める計画書を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

3 広域通信制課程の学則変更申請（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）をしようとする者は、学則変更予定日の6か月前までに学則変更認可申請書を知事に提出するものとする。

（審査期間の特例）

第24条 知事は、必要があると認める場合であって、かつ校舎の建築を伴わず、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、前条第1項に基づく計画書の提出期限について弾力的に取り扱うことができるものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第2条 施行日以前に計画書の提出があった申請に係る審査については、なお従前の例による。

私立幼稚園の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準

（趣旨）

第1条 私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置認可及び収容定員変更の認可等については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

（名称）

第2条 幼稚園の名称は、幼稚園の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の幼稚園と同一又は紛らわしくないものとする。

（設置者）

第3条 幼稚園の設置に係る設置者は、学校法人等（学校法人、宗教法人及び社会福祉法人）とする。

（位置等）

第4条 幼稚園の位置等は、幼児の教育上適切な環境であることのほか、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 周辺の既設幼稚園（私立幼稚園以外の幼稚園を含む。次号において同じ。）から直線でおおむね1km以上の距離を保っていること。

(2) 幼児数の確保が客観的に可能であり、周辺の既設の幼稚園と不当に競合するものでないこと。

なお、幼児数の把握は、原則として当該幼稚園（予定地）を中心におおむね半径1kmにかかる小学校学区（所在学区及び隣接学区）の幼児人口を基本として当該市町村の就園率及び近隣幼稚園の定員等を考慮した次の算定式により行うものとする。

$$\boxed{\text{定員}} \leq \boxed{\begin{array}{l} \text{当該小学校学区} \\ \text{3、4、5才児} \\ \text{人口の合計} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{当該市} \\ \text{町村の} \\ \text{就園率} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{当該小学校学区} \\ \text{所在幼稚園の定} \\ \text{員の合計} \end{array}}$$

（開設の時期）

第5条 幼稚園の開設は、4月1日とする。

（幼稚園の規模）

第6条 幼稚園の規模は、収容定員160人を標準とする。ただし、地域の事情によっては、これを下回ることも差し支えないものとするが、この場合は原則として収容定員120人以上とする。

2 収容定員の最大規模は、原則として320人とする。

(1学級の幼児数)

第7条 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

(施設及び設備)

第8条 幼稚園の施設及び設備は、次に掲げるとおりとする。

(1) 園地は、園舎等建物敷地、運動場及びその他教育上必要な土地とし、原則として1,500㎡以上であること。

(2) 園舎及び運動場の面積は、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第31号)別表第1及び第2に定める面積以上であること。

(3) 保育室の面積はおおむね53㎡以上、遊戯室の面積はおおむね100㎡以上であること。また、保育室と遊戯室は原則として兼用しないこと。

なお、3才児専用の保育室及び遊戯室を設置する場合、3才児の発達の特性を考慮し、この限りでないものとする。

(4) 園具及び教具の種類及び数量は、別表を標準とする。

2 幼稚園の施設(園地を含む。)及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。

3 園地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

(園長)

第9条 園長は、原則として常勤とする。

(収容定員増加等の認可)

第10条 幼稚園の設置及び収容定員増加に係る園則の変更認可については、学校法人(幼稚園及び専修学校又は各種学校併設幼稚園)の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第11条の規定を準用する。この場合において、同審査基準第11条の各号中「既設の学校(以下「既設校」という。)」とあるのは、「既設の学校(幼稚園を除く学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を含む。以下「既設校」という。)」と読み替えるものとする。

2 学校法人以外の幼稚園設置者による新たな学校法人立幼稚園の設置認可については、学校法人(幼稚園及び専修学校又は各種学校併設幼稚園)の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第11条の規定を準用する。

3 既設幼稚園がその所在小学校学区と異なる小学校学区に所在地を移動する場合は、原則として、既設幼稚園の廃止及び新たな幼稚園の設置として取り扱うものとする。

(計画書等の提出)

第11条 幼稚園を設置しようとする者及び収容定員増をしようとする者は、幼稚園開設予定年度又は収容定員変更予定年度の前々年度の9月30日までに別で定める計画書を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。